

日本共産党港南区委員会 2016年8月31日号 横浜市港南区上大岡西

1-19-20-301

**2**045-844-3635 FAX045-841-8975

HP:http://jcpweb.jp/miwa/

## こどもの医療費(通院)助成、小学6年生まで拡大の一方 小4~6年生に一部上限500円の負担

横浜市は、9月6日から始まる第3回市議会で、小児医療費助成条例の一部改定案を提出します。子どもの通院医療費の助成対象を小学6年生まで拡大し、拡大する小学4~6年生については、通院1回の窓口負担額を上限500円とする内容です。受診料が500円未満の場合には助成はなく、その額までの負担になります。なお、保護者の市民税が非課税の場合は無料です。

また、従来通り小学3年生までは無料で、何れの年齢にも所得制限があります。

### 有料化路線に舵切り

いままで横浜市は、少しずつではあるものの 小児医療費無料化の対象年齢を拡大し、財布の 中身を心配しないで医療機関を受診できるよう にしてきました。今回の改正案で対象が小学6 年までになり、ようやく県内他市町村と肩を並 べられるようになりました。

ところが、「持続可能な制度にしていかなく てはいけない」(3月24日予算特別委員会における林市長答弁)として、一部負担金導入に踏み切 ろうとしています。

小児医療費の無料化拡大から一転して有料化 路線に舵を切ることになります。これを契機に、 今後有料化が広がる懸念があります。

神奈川県内では、湯河原町で昨年度一部負担

金を廃止して以降、小児医療費助成に負担金を課している市町村はありません。

# 「ごみ屋敷」解消条例日本共産党が調査・提案

家屋や敷地内にごみ等をため込み、虫やねずみ又は悪臭の発生、火災や物の崩壊のおそれがある、いわゆる「ごみ屋敷」を解消し、発生を防ぐための支援および措置に関する条例が、議会に提出されます。

条例案では、「ごみ屋敷」の根本的な解決のためにごみを片付けるだけでなく、当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点を置くことが必要だとして、相談・支援、ごみ等の収集・運搬・処分を行うとしています。解消が困難な場合には指導・勧告・命令・代執行を行うことができるとしていますが、罰金のような科料の設定はありません。

日本共産党は今年1月、すでに「ごみ屋敷」 対策条例を制定して実行している京都市と大阪 市を訪れて調査し、報告書にまとめ、行政に提 供しています。また、4月の「ごみ屋敷」対策 条例案に対する市民意見募集の際には、市長に 提案・要望の申し入れを行っています。

## 第3回定例議会のお知らせ(カッコ内は日本共産党横浜市議団の発言予定者)

9月6日(火)午前10時 本会議:議案上程・質疑(みわ智恵美議員)

9月9日(金)午前10時 本会議:一般質問(古谷やすひこ議員)

9月12日(月)~15日(木) 常任委員会:議案等審議

9月21日(水)午後2時 本会議:議案議決(討論:あらき由美子議員)

9月23日(金)~27日(火) 特別委員会

9月29日(木)~10月17日(月) 決算特別委員会

10月18日(火)午後2時 本会議:決算議決(討論:岩崎ひろし議員)

傍聴をお待ちしてけなさまの